

十字路ビル(JUJIRO BLD)サテライトオフィス等整備事業

設計・施工一括発注公募型プロポーザル

仕様書

株式会社モードインターナショナル

十字路ビル(JUJIRO BLD)サテライトオフィス等整備事業

設計・施工一括発注公募型プロポーザル仕様書

第1 総則

1. 本資料の位置づけ

十字路ビル(JUJIRO BLD) サテライトオフィス等整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）は、本事業において、当社が受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）なお、この仕様書は、十字路ビル(JUJIRO BLD) サテライトオフィス等整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル事業者募集要項施工一括発注公募型プロポーザル事業者募集要項（以下「募集要項」という。）その他当社が本事業に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2. 本事業の目的

株式会社モードインターナショナルは、佐賀県鹿島市における唯一のコワーキングスペースとしての機能を有し、入居する企業及び市内外からのフリーランス事業者などが高速wifiを自由に使える場所を提供する。理由として、鹿島市は人口3万人を切り、他の地方でも見受けることができる人口減少の課題に直面し、更には学校卒業後の働く場所の選択肢がないということが挙げられる。そのためIT企業を中心とした企業誘致の一環として、街中に今までなかったオフィスを整備して、関係人口を増やしていきたいと考える。

3. 本事業の基本コンセプト

◆ 場所及び時間を有益に利用しようとする企業または個人等が職務を遂行するための施設及び女性の働く場など新たな雇用の創出ができる役割を担い、地域の新たな人材を創出する場となる施設。

◆ 複業やテレワーク等多様な働き方を創出するための施設

◆ 地元の経済活動を促進するためのコミュニケーション等が図れる場としての施設

4. 施設整備の基本方針

(1)多様な働き方のニーズに応じた空間を提供する。

(2)都市部等の企業及び団体が鹿島で活動し易くかつ魅力のある空間を提供する。

(3)サテライトオフィス等誘致における利便性が発揮できるための空間を提供する。

(4)企業及び個人等の施設の利用者がマッチングができる場として利用し易い空間を提供する。

(5)複業等多様な働き方の創出を促進し、地元企業等のリクルートの場として利用し易い空間を提供する。

5.受注者の業務概要

(1) 設計業務

- ① 施設の設計
- ② 施設の整備に必要な各種調査
- ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 工事監理業務

- ① 工事の施工監理
- ② 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ③ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 建設工事

- ① 施設の建設工事の施工
- ② 近隣対策・対応
- ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(4) 設計及び施工に関する経費の算出

- ① 設計及び施工に関する経費については民間での取引、相場を勘案して経費の算出を行う
- ② 経費に関しては、必ず2~3社以上の見積を参照として算出を行う

第2 計画に関する条件

1. 事業予定地条件

項目	内容	
改修場所	佐賀県鹿島市高津原3971-4、3973-1	
改修延床面積	場所	面積 (㎡)
	1 F	90.09
	2 F	90.09
	3 F	90.09
	合計	270.27㎡
地域・地区	用途地域	商業地域
	防火地域	準防火地域
上下水道	あり	
電気	株式会社九州電力	
ガス	なし	
消防設備・警備		

2. 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む。）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。

なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

建築基準法 / 都市計画法 / 消防法 / 水道法 / 下水道法 / 水質汚濁防止法
/ 道路法 / 騒音規制法 / 建築士法 / 建設業法 / 下請代金支払遅延等防止法
/ 個人情報保護法 / その他関連する法令等

第3 整備対象施設の要求水準等

1. 施設の概要

(1) 延べ床面積 270.27㎡

(2) 構造種別 建物の構造及び階数は既存利用とする

(3) 施設用途 1Fコワーキングスペース / 1Fカフェキッチン / 1F共用トイレ
/ 2～3Fサテライトオフィス / 2～3F共用トイレ /

(4) 電気設備 施設内コンセント 10か所以上 / 什器接続コンセント 10か所以上

(5) 空調設備 提案内容による

(6) その他 提案内容により施設の使用目的に応じ利便性が高いと思われる内容に応じ採用する

2. 仕様書要件の等の変更

(1) 仕様書要件等の変更について

① 工期中に次の事由により仕様書要件等の見直し、その変更を行うことがある。

ア法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。

イ災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更したとき。

ウ当社の事由により業務内容の変更が必要なとき。

エその他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

第4 設計業務に係る要求水準等

1. 設計業務要求水準

(1) 設計業務総則

① 業務の対象範囲

設計者は、提案書類、設計業務委託契約書、仕様書等に基づいて、設計者の責任において設計業務を行うこと。

ア設計者は、設計業務の内容について当社と協議し、業務の目的を達成すること。

イ設計者は、業務の進捗状況に応じ、当社に対して定期的に報告を行うこと。

ウ設計者は、各種申請等の手続きに関係する関係機関との協議内容を施主に報告するとともに、各種許認可等の書類を当社へ提出すること。

エ図面、工事費内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、当社の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

②設計者は関係官公署と協議し、その指導等に従うこと。

③ 設計計画書及び設計業務完了届の提出

設計者は、現場確認等の事前調査を行ったうえで、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、当社に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、設計業務完了届を提出すること。

④ 設計に係る書類の提出

設計完了時に以下の図書を提出すること。当社は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む）を通知する。

また、提出図書はデジタルデータ（CAD、Word、Excel、PDF等）も提出すること。

なお、提出時の体裁等については、別途当社が指示を行う。

ア 意匠設計図（A3版） 1部

イ 設備設計図・計算書 1部

ウ 什器・備品リスト・カタログ（遊具含む） 各1部

エ 什器・備品配置計画図 1部

オ パース（外観×1・各階内観・各階鳥瞰）（A3版）

カ 工事費積算内訳書・積算数量調書 各1部

キ その他必要図書 一式

⑤ 設計業務に係る留意事項

ア当社は、設計者に設計の検討内容について、必要に応じて随時確認することができるものとする。なお、設計者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに当社から提供を受けた関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

イ什器・備え付け備品の調達については本工事に含む。

ウ備え付け以外の備品の調達については、本工事に含まないが、必要となる什器・備品の提案は、設計業務に含まれる。

（2）事前調査業務

設計者が当社の協力を必要とする場合、当社は資料の提出、その他について協力する。

(3) 設計業務

① 設計上の留意事項

分野	項目	概要
社会性	地域性・景観形成	本施設は、利用者の年代、業種、性別など多様な人々に利用され、オフィスとしての空間を持ちつつ自由に広々とした空間となるデザインとするように工夫を行う。
環境保全	環境負荷軽減	施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理が図られること。
	周辺環境保全	施設建設や、建物・設備等による騒音・振動の抑制など、周辺環境へ及ぼす負の影響が低減されること。
安全性	防災	緊急時においてもスムーズに避難できるよう、適正な動線計画とすること。 施設の地震災害及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性が確保されること。 火災に対して、人命、財産・情報における耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難の安全が確保されること。
	防犯	外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。
機能性	利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸室等については、維持管理・運営を効率的かつ効果的に行うことができるように配置すること。 ・ 可動部や操作部の安全性が確保されること。 ・ オフィス利用と共用利用ができる多様な機能を有するように整備すること。 ・ 協議等仕切られたスペースを設けるよう整備する事 利用者同士が不快にならない程度の距離を保てる空間に整備する事
	ユニバーサルデザイン	すべての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。
	室内環境	用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。
		用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。 用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保できること。
情報化対応	必要な通信機能等に対応した情報処理機能が確保されること。	

		<p>フロア全体でWi-Fi等施設利用者がインターネットを利用できる環境を確保されること。</p> <p>プロジェクター・スクリーン・複写機等利用者が供用して使用する機器を据えるスペースが確保されていること。</p>
経済性	耐用性	<p>メンテナンスの創意工夫を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理性が確保されること。</p> <p>社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。</p> <p>ランニングコストを考慮し、極力自社の負担が軽減されるよう配慮すること。</p>

② 本施設の設計条件

ア施設計画

施設、外構に関する仕様書要件と利用する対象と人数は以下のとおりである。ただし、利用人数は目安であり、自社の提案による。なお、各部屋、各コーナーの目的を確保しつつ、間取り等を工夫し利用しやすい効率的な配置とする。

(a)事業エリア施設

	仕様書要件事項
コワーキングスペース	<p>個人が利用する目的だが、開放感があり個性的な空間設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数 30名以上、大型テーブル1台 ・電気設備 コンセント・セミナー用大型モニター ・照明 テーブル面への照度確保、環境照明も必要(温白色) <p>※ 原則提案準ずる。ただし、個所数・デザイン・什器・電気設備等用途に応じた設計とする。</p>
カフェキッチン	コワーキングスペース利用者やセミナー用の飲料の提供
1F共用トイレ	男性1室、女性1室（洋便器を使用）
サテライトオフィス	<p>長期契約する企業または団体等が専用で使用するスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個所数 6か所以上 ・電気設備 照明2か所以上，室内コンセント5か所以上 ・利用人数 3名以上（1室） <p>※ 原則提案準ずる。ただし、個所数・デザイン・什器・電気設備等用途に応じた設計とする。</p>
2F トイレ	<p>男女別々の便所を設置し、機能性・衛生面を十分考慮し管理しやすい構造にする。</p> <p>男子トイレ 洋式1基</p>

	<p>女子トイレ 洋式1基 洗面台 1基(男女兼用) 電気設備 提案に準ずる</p> <p>※ 原則提案準ずる。ただし、個所数・デザイン・什器・電気設備等用途に応じた設計とする。</p>
2F給湯室	<p>2F利用者が自由に利用できる給湯スペースで、一程度の調理ができるスペース キッチン 提案に準ずる 電気設備 提案に準ずる</p>
3Fトイレ	<p>男女共用の便所を設置し、機能性・衛生面を十分考慮し管理しやすい構造する。 男女兼用 洋式1基 洗面台 1基(男女兼用) 電気設備 提案に準ずる</p> <p>※ 原則提案準ずる。ただし、個所数・デザイン・什器・電気設備等用途に応じた設計とする。</p>
3F給湯室	<p>3F利用者が自由に利用できる給湯スペースで、一程度の調理ができるスペース キッチン 提案に準ずる 電気設備 提案に準ずる</p>

③ 建築計画

ア 平面・動線計画

- (ア) 諸室の特性を把握し、機能性、安全性、利便性に配慮した平面計画とする。
- (イ) 本施設内動線はすべての利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮する。日常から分かりやすい動線とし、緊急時の避難等がスムーズに行えるよう、十分に配慮する。
- (ウ) 利用形態を踏まえ、必要に応じ適切な仕様の昇降設備を計画する。

イ 階層・断面計画

- (ア) 快適性や合理性を備えた断面計画とする。

ウ 外観・立面計画

- (ア) コワーキングオフィスとして、開放的で利用しやすい景観形成に配慮した外観計画とする。
- (イ) 周辺環境に配慮し、凹凸の変化や色彩・素材の変化、開口部の大きさや位置など、ボリュームデザインの工夫を行う。
- (ウ) 外観は、飽きのこないデザインとなるよう工夫し、周辺環境に溶け込むような計画となるよう配慮する。

エ 内装計画

(ア) 内装仕上は、素材感や色あいの工夫など、空間特性にふさわしい計画とし、場所に応じて居心地のよい雰囲気・イメージづくりに努める。

(イ) 仕上材は、各機能、諸室等の用途、特性や使用頻度等に応じた計画とし、美観や維持管理面に配慮した適切な材料を選定する。

(ウ) 人が触れる範囲の仕上材については特に留意し、傷や凹みのしにくい材料や、傷みが気にならないような材料選定、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いるなどの配慮を行う。

(エ) 使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを避け、環境面や改修時への対応にも配慮する。

(オ) 廊下、階段等の床材には、スリップ防止等の安全配慮を行う。

オ サイン計画

(ア) サイン計画全般として、分かりやすさ（ユニバーサルデザイン）及びデザイン等に配慮した計画とする。

(イ) 室名サインについては、増設や取替えができるよう配慮する。

(ウ) 施設内における諸室やトイレ等へと利用者を案内する誘導サインを、玄関ホールや廊下等に設置する。

カ ユニバーサルデザイン

(ア) ガラス壁面などの場合には、衝突防止など安全への配慮を十分に行うこと。

キ ライフサイクルコストの低減

(ア) 施設を建設するインシヤルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、トータルでライフサイクルコストの低減を図れる計画とする。

(イ) 設備更新の搬入経路の確保を行うなど建築及び設備の更新、修繕を容易に行える計画とする。

(ウ) 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用などにより、維持管理費の節減を考慮する。

(エ) 利用者が利用するスペースにある器具類等は、十分な破損防止対策を行ったうえで、交換が容易な仕様とする。

(オ) 耐久性や信頼性の高い材料や設備を採用するなど、維持管理費の低減が図れるものとする。

④ 設備計画

基本事項	<ul style="list-style-type: none">・本施設は、建設工事中も含めて、最新の設備機器を導入する等、周辺への騒音や振動等による影響を最大限抑制する。・技術の革新に対応する交換の容易な設備を設置する。・設備仕様は、提案時点の最新のものとする。・電気、水道、ガス等の使用量を計量できる設備を設置する。・施設のもつべき性能が十分に確保され、周辺環境に対しても十分に配慮した計画とする。
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・設備方式の選定は、環境保全・安全性・機能性・経済性について、総合的に判断すること。 ・設備スペースの大きさについては、主要機器・付属機器類の設置スペース、保守管理スペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意し計画を行う。 ・ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。また、配管については系統別に色分け表示を行うなど、維持管理や更新性、メンテナンス性に配慮した計画とする。 	
電気設備	電灯コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・非常照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する ・可能な限りLED照明を全面的に採用する。 ・省エネに配慮し、初期照度補正機能・明るさセンサー（制御コントローラー付）とする。 ・照明器具等は汎用品を使用し、取替がしやすいよう工夫する。 ・各室の設計照度は、JIS等の基準に準拠して決定する ・各室の利便性に応じた回路構成とし、照明設備の点灯点滅方式は維持管理・運営業務に配慮したものとする。 ・各室のコンセント数は、建築設備設計基準に準拠して決定する。なお、多様な使い方ははじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置に十分配慮したものとする。 ・将来の改修工事を見据え、配管及びケーブルラック等の予備スペースを適宜見込むこと。
	誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの趣旨に基づいて、障害者等のための誘導支援システムを設置し、利用者が施設内を円滑に利用できるようにする。 ・難聴者支援装置を設置する。方式及び設置範囲は事業者の提案による。
電話・テレビ・インターホン・情報通信設備	電話設備	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行う
	テレビ受診設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共同アンテナ受信方式とし、各室直列ユニットまでの配管配線を行う。
	情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者にWi-Fi・インターネット環境を開放するため、無線LANアクセスポイントを設ける。 ・事務室及び事業エリアについては、有線LAN及び無線LANを設置する。
	防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物出入口は、常時出入りの監視を行うことができる設備を備える。その他、防犯設備、監視設備等を適切に設置する。

	火災報知器	・関連法令に基づき設置する。
	動力設備	・空調・給排水動力等への電源供給を行う。
機械設備	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の用途に応じ、最適な空調システムを提案する。 ・玄関ホール、ロビーなどスペース等の大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムを提案する。 ・気流による不快感に配慮した吹出し口配置とする。 ・室内の使用状況を想定し、パターン運転や個別に冷暖切替・温度調整ができる空調システムとする。
給排水衛生設備	給水設備	・給水系統及び配管材料は、ライフサイクルコストの低減への配慮を踏まえ、設計者の提案によるものとする。なお、接続については、市水道課等と協議すること。
	排水設備	排水系統及び配管材料は、ライフサイクルコストの低減への配慮を踏まえ、設計者の提案によるものとする。なお、接続については、市環境下水道課等と協議すること。
	衛生器具設備	・便器は洋便器を設置し、温水洗浄便座を適宜設置する。また、高齢者、障害者、幼児にも使いやすい器具を採用し、節水型の衛生器具・水栓を使用する。
給湯設備		・調理室、トイレ、給湯室、その他必要各室に給湯するため、設計者の提案による方式にて給湯設備を設置する。主要な配管材料について提案すること。
その他設備	消火設備	・消防法や条例など各種法規に準拠した消火設備を設けること。

(4) 各種申請等業務

① 申請等業務

ア 設計者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。

② その他

当社が予定している補助金申請用の設計図書及び積算書の作成支援（申請対象部分と対象外部分の区分け等）を行うこと。

(5) 引渡し

本施設全体の引渡し日は募集要項記載のとおり。なお、施工者が、不可抗力又は施工者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め当社と施工者が協議して決定するものとする。

① 基本的な考え方

ア 建設工事請負契約書に定められた各業務は、当社が実施することとしている業務を除き、施工者の責任において実施すること。

イ 事業の前提となる近隣住民への説明及び調整・同意の取り付け並びに境界確定は当社が実施する。

ウ 建設業務に当たって必要な関係諸官庁との協議において施工者に起因する遅延については、施工者の責めとする。

エ 当社が実施する近隣住民への説明等に起因する遅延については、当社の責めとする。

② 業務遂行上の留意点

ア 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な建設工事計画を策定すること。

イ 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。

ウ 近隣住民への対応について、施工者は当社に対して、事前及び事後にその内容と結果を報告すること。

エ 近隣住民へ建設工事の内容を周知徹底して理解を得るとともに、作業時間の了承を得ること。

オ 建設工事に伴う影響（特に車両の交通障害・騒音・振動）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

カ 什器・備え付け備品は本工事に含むが、それ以外の備品の調達については本工事に含まない。

(6) 本施設の建設工事

① 建設工事着工前

ア 各種申請業務

建設工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。

必要な場合には、各種許認可等の書類の写しを当社に提出すること。

イ 近隣調査・準備調査等

着工に先立ち、近隣住民との調整及び周辺家屋影響調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解及び安全を確保すること。また、問題があれば適切な対策を講じること。

ウ 施工計画書等の提出

施工者は建設工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成し、必要書類を当社に提出して、承諾を得ること。なお、承諾願は、施工者が工事監理者に提出して、その承諾を受けたものを工事監理者が当社に提出・報告するものとする。また、工事施工中の提出書類についても同様に遅延なく提出すること。

② 建設工事期間中

ア 建設工事

各種関連法令及び建設工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に

従って建設・工事管理を実施すること。施工者は工事現場に工事記録を常に整備すること。建設の実施においては、当社及び近隣住民に対し、以下の事項に留意すること。

(7) 施工者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を当社に定期的に報告するほか、当社から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

(4) 施工者は、当社と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に自社に連絡すること。

(9) 当社は、施工者が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

(E) 建設工事中における当該関係者及び近隣住民への安全対策については万全を期すこと。

(オ) 建設工事を円滑に推進できるように、近隣住民に対して、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。

イ その他

原則として建設工事中に第三者に及ぼした損害については、施工者が責任を負うものとするが、当社が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

③ 建設工事完成後

ア 自主完成検査及び完成検査

自主完成検査及び完成検査は、以下の規定に則して実施する。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

(7) 施工者による自主完成検査

a 施工者は、施工者の責任及び費用において、自主完成検査を実施すること。

b 自主完成検査の実施については、実施日の7日前に当社に書面で通知すること。

c 施工者による自主完成検査結果は、工事監理者の承認を得ること。

d 施工者は、当社に対して自主完成検査結果を報告すること。

(4) 当社の完成検査

当社は、施工者による上記の自主完成検査終了後、以下の方法により完成検査を実施する。

a 当社は、施工者、工事監理者及び設計者の立会いの下で、完成検査を実施する。

b 完成検査は、当社が確認した設計図書との照合により実施する。

c 施工者は、設備機器の取扱説明書を当社に提出し、その説明を行うこと。

d 施工者は、当社の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。

e 施工者は、当社による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、当社から完成検査完了の通知を受け引渡しするものとする。

(ウ) 完成図書の提出

施工者は、当社による完成検査完了の通知に必要な以下の完成図書を提出すること。
また、これら図書の保管場所を本施設に確保すること。なお、提出時の体裁等については、別途当社の指示するところによる。

a 工事記録写真 1部

b 完成図（建築）一式（製本図1部、原図及びCD）

c 完成図（電気設備）一式（製本図1部、原図及びCD）

d 完成図（機械設備）一式（製本図1部、原図及びCD）

e 完成図（什器・備品配置表）一式（製本図1部、原図及びCD）

f 完成写真 1部

g その他必要書類一式

h 上記のすべてのデジタルデータ一式

i 各種申請等書類一式